

東日本大震災による代替家屋の取得に係る
固定資産税及び都市計画税減額申告書

令和 年 月 日

東 海 村 長 殿

申 告 者 住所（所在）

氏名（名称）

電話番号 （ ） -

該当する項目に☑して下さい。

- ☐ 東日本大震災による滅失・損壊
東日本大震災により滅失又は損壊した家屋に代わるものとして家屋を取得又は改築したので、地方税法附則第56条第11項の規定に基づく特例の適用について、次のとおり申告します。
- ☐ 原子力災害（居住困難区域内）
東日本大震災における原子力発電所の事故による居住困難区域内の家屋に代わるものとして家屋を取得したので、地方税法附則第56条第14項の規定に基づく特例の適用について、次のとおり申告します。

代 替 家 屋	所有者 (納税義務者)	住所（所在）	☐ 申告者の住所と同じ		
		氏名（名称）	(共有の場合の持分： /) 被災家屋の所有者との関係 ()		
		個人番号又は 法人番号			
	所在地	東海村 (家屋番号：)			
	種 類		床 面 積	㎡	
	構 造	造	取得年月日	令和 年 月 日	
	取得の状況	☐ 新築家屋の取得 ☐ 中古家屋の取得 ☐ 被災家屋の改築			

代替家屋：被災家屋に代わるものとして取得した家屋

被 災 家 屋	所有者	住所（所在）	☐ 申告者の住所と同じ		
		氏名（名称）	(共有の場合の持分： /)		
	所在地	(家屋番号：)			
	種 類		床 面 積	㎡	
	処分の有無	☐ 解体 ☐ 売却 ☐ その他 () 令和 年 月 日 処分			

被災家屋：東日本大震災により滅失・損壊した家屋又は居住困難区域内に所在した家屋

- 【添付書類】 （裏面記載の該当する書類。全て写しで可）
- ☐ り災証明書
- ☐ 固定資産税課税台帳記載事項証明書
- ☐ 解体契約書
- ☐ 戸籍謄本
- ☐ 住民票
- ☐ 登記事項証明書
- ☐ ()

◎ 特例の内容

東日本大震災により滅失又は損壊した家屋，または原子力発電所の事故による居住困難区域内の家屋に代わるものとして，家屋を取得または改築した場合，代替家屋に係る税額のうち被災家屋の床面積相当分について，取得後4年度分2分の1，その後の2年度分3分の1に相当する税額を減額します。

◎ 適用要件

1 特例対象者

- (1) 被災家屋の所有者（被災家屋が共有物の場合は，その持分を有する者）
- (2) 被災資産の所有者に相続が生じたときの相続人等
- (3) 代替家屋に被災家屋の所有者と同居する3親等内の親族
- (4) 被災家屋の所有者に合併が生じたときの合併後存続する法人又は合併により設立された法人等

2 適用要件

	東日本大震災により滅失又は損壊した家屋	東日本大震災における原子力発電所の事故による居住困難区域内の家屋
被災家屋	半壊以上 (原則，解体等処分していること)	避難指示区域のうち，総務大臣が指定して公示する区域内の家屋
代替家屋	被災家屋に代わるものとして村長が認める家屋 (被災家屋と種類・使用目的又は用途が同一のもの)	
取得期間	平成23年3月11日～令和9年3月31日（福島県の区域内の所有者等の場合は平成23年3月11日～令和11年3月31日）	平成23年3月11日～居住困難区域解除日から3ヶ月（新築の場合1年）を経過する日

◎ 添付書類（全て写しで可）

1 被災家屋の所在地が東海村以外の場合

- (1) 被災家屋の損壊の程度を証する「り災証明書」
- (2) 被災家屋の「平成23年度固定資産課税台帳記載事項証明書」

2 代替家屋所有者が被災家屋の所有者本人でない場合

被災家屋所有者の相続人である場合	「戸籍謄本」
代替家屋に被災家屋所有者と同居する3親等内の親族である場合	「戸籍謄本」・「住民票」
合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人である場合	法人の「登記事項証明書」

3 被災家屋を解体撤去していない場合

「解体契約書」，または処分できない理由等を記載した「申立書」

※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。